

人給労管

令和2年2月28日

各部局事務（部）長 殿

本部各部（課・室・センター）長 殿

人事給与課長

（公印省略）

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校における一斉臨時休業に伴う  
就業の取扱いについて（通知）

小学生を養育する職員が、新型コロナウイルス感染症対策のための学校保健安全法に基づく臨時休業（以下、「臨時休校」という。）に伴って子の世話をを行う必要がある場合の就業の取扱いについては以下のとおりとしますので、よろしくお願いいたします。

- ① 情報通信機器を用いて自宅で業務を行うことができると認められる職員について、「新型コロナウイルス感染症への対応に係る就業の取扱いについて（通知）」（令和2年2月20日付け人給労管。以下「通知」という。）記の4のテレワークにより取り扱います。

※ テレワーク利用者数によって、妊産婦や持病をお持ちの方を優先させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

- ② 臨時休校に伴う子の世話のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、通知記の1の健康観察休暇を準用して取り扱います。

なお、対象となる子について、これにより難しい事情がある場合には、人事給与課労務管理係までご連絡願います。

また、今般の臨時休校に伴い多数の職員からの休暇の請求が見込まれますので、休暇取得者の確認に努めるようお願いいたします。

【問合せ先】

人事企画部人事給与課労務管理係（池崎・五十嵐）

TEL：022-217-4823 / FAX：022-217-4835

E-mail: [syokuin@grp.tohoku.ac.jp](mailto:syokuin@grp.tohoku.ac.jp)